

## 奈良県告示第七十一号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

令和元年七月九日

奈良県知事 荒井正吾

一 解除予定保安林の所在場所 生駒市門前町二四九六の九九から二四九六の一〇二まで

二 保安林として指定された目的 名所又は旧跡の風致の保存

三 解除の理由 指定理由の消滅